

こんな消費者トラブル ありました！



市民生活課市民生活係
☎0824・73・1154

不要品の買い取りトラブルに注意しましょう

「事業者から『いらぬ靴はないか』という電話があり、訪問を承諾した。訪問してきた担当者に靴を見せて買い取ってもらうことになったが、『指輪やネックレスはないか』と言われた。断わったが『見るだけなので見せてほしい』と言われたため、売る意思はないことを伝えながら見せたところ、『持つていても使わないでしょう』などと説得され、結局、指輪とネックレスを買い取られた。数日経って考え直し、買い取られた品物を返してもらいたい」という、訪問購入によるクーリング・オフに関する相談が寄せられています。



飛び込み勧誘は
禁止されています！

【不招請勧誘の禁止】

突然消費者宅を訪問して、物品の買い取りを勧誘（いわゆる「飛び込み勧誘」）は法律で禁止されています。このような勧誘を行う業者は家の中に入れないようにしましょう。

また、しつこい勧誘や買い取る物品の種類を明示しないで勧誘することも禁止されています。このような勧誘を受けたときはきっぱりと断りましょう。

契約後、一定期間は
物品を引き渡す必要は
ありません！

【物品の引き渡しの拒絶】

訪問購入にはクーリング・オフ（法定書面交付後、8日間）が設けられていますが、クーリング・オフしても、紛失などにより物品が返還されない場合があります。8日間は物品を手元において、本当に売却して良いか考えましょう。

買い物や契約、クーリング・オフに関する
相談は庄原市消費生活センターへ！

☎0824・73・12288

平日9時～16時（12時～13時は除く）受付

安心・安全な毎日のために

庄原警察署 ☎0824・72・0110

広島県夏の交通安全運動の実施

交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣づけ、交通事故のない安全で安心な交通社会を実現しましょう。

期間 7月11日(木)～20日(土)(10日間)

スローガン

危険だよ
スマホに夢中の その君

●運動の重点

子どもと高齢者の安全な通行の確保と高齢運転者の交通事故防止

①子どもと高齢者の交通事故防止

- ▼横断歩道は歩行者優先です。
- ▼歩行者がいる場合は一時停止し、歩行者に進路を譲りましょう。
- ▼交差点では飛び出さずに、手前で安全を十分確認しましょう。

②高齢者の交通事故防止

- ▼夜間出歩く時は、遠くから見えやすい明るい服を着用し、ライトや反射材用品を持ち歩くようにしましょう。
- ▼横断歩道が付近にある場所では、横断歩道を利用しましょう。
- ▼横断前に信号の点滅が始まった場合は、次の青信号まで待ちましょう。



飲酒運転の根絶

▼飲酒運転は、悪質な犯罪です。

「飲酒量が少ないから大丈夫だと思った」「アルコールは体から抜けていると思った」は、許されません。自分や身近な方が飲酒運転事故の被害に遭うことを想像し、飲酒運転をしない、させない環境をつくり、飲酒運転を根絶しましょう。

- ▼二日酔いによる飲酒運転に注意しましょう。
- ▼自転車の安全利用の推進



自転車の安全利用の推進

▼一時停止の標識がある場合は確実に停車し、信号には必ず従って無理に横断することのないようにしましょう。

▼自転車を運転中の交通事故により、1億円近い賠償金を支払うこととなった事例もあります。

▼自転車を運転中の交通事故により、1億円近い賠償金を支払うこととなった事例もあります。

▼自転車を運転中の交通事故により、1億円近い賠償金を支払うこととなった事例もあります。

▼自転車を運転中の交通事故により、1億円近い賠償金を支払うこととなった事例もあります。

